二　エタノールその他の総務省令で定める燃料を製造するための設備で総務省令で定めるもの
三分の二
三　水素その他の総務省令で定める成分を主成分とするガスを製造するための設備で総務省令で定めるもの　二分の一
附則第十五条第二十一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十五項中「令和二年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項第一号イ中「次号ハ」を「第三号ハ」に、「次号イ」を「同号イ」に改め、同号ロ中「次号ロ」を「第三号ロ」に改め、同号ハ中「第三号ロ」を「第四号ロ」に改め、同号ニ中「第三号ハ」を「次号及び第四号ハ」に改め、「のもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号イ中「前号イに掲げるもの」を「第一号イに掲げるもの」に改め、同号ロ中「前号ロ」を「第一号ロ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二　特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）で第四号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであつて総務省令で定めるもの　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に七分の六を参酌して十四分の十一以上十四分の十三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、七分の六）を乗じて得た額
附則第十五条第三十一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第三十二項を削り、同条第三十三項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号ロ」を「第八十二条第一号ロ」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項を第三十五項とし、同条第三十七項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「の二分の一の」を「に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条中第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項ただし書中「第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の十二の五第三項第九号」を「第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項を同条第四十五項とする。
附則第十五条の六第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改める。
附則第十五条の七第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、「の申告書」の下に「又は前項の書類」を、「当該申告書」の下に「又は当該書類」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4　市町村長は、第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第四項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に同法第八条第二項において準用する同法第七条の規定による通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものの提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が第一項又は第二項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定を適用することができる。
附則第十五条の八第四項、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項並びに第十五条の十一第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。
附則第十七条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第六号イの表(2)中「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和四年度で」を「令和七年度又は令和八年度で」に、「令和三年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和四年改正前の地方税法」という。）」及び「とし、当該年度が令和五年度である場合であつて、当該土地が令和四年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受けるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号ロの表(2)中「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和四年度で」を「令和七年度又は令和八年度で」に、「令和三年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」及び「とし、当該年度が令和五年度である場合であつて、当該土地が令和四年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第八号中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「令和四年度又は令和五年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改める。
附則第十七条の二の見出しを「令和七年度又は令和八年度における土地の価格の特例」に改め、同条第一項の表以外の部分中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号の上欄中「令和三年度」を「令和六年度」に改め、同号の下欄中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同項の第二号の上欄中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に、「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号の中欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同項の第三号の上欄中「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号の下欄中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表の第五号の上欄中「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度の土地」を「令和七年度の土地」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六号の上欄中「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度の土地」を「令和八年度の土地」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和四年度適用土地」を「令和七年度適用土地」に改め、同条第二項中「令和四年度類似適用土地」